

府民の声を受け、出産後の利用期間を延長

～京都おもいやり駐車場、3月14日から産後2～3年まで利用可能に～

■京都府では、歩行が困難な方に対する外出支援として、「京都おもいやり駐車場利用証制度」を実施しています。

■3月14日から、子育て世帯の外出支援を拡大するため、妊産婦の方の利用期間を延長するとともに、新たに保護者の方も利用証の交付対象としますので、周知をお願いします。

1 制度概要

- ・障害や高齢・難病で歩行が困難な方、または、けが人や妊産婦で一時的に歩行が困難な方などに利用証を交付して「おもいやり駐車場（車いすマークの駐車場等）」を利用いただく制度。（平成23年8月開始）
- ・利用できる駐車場には「京都おもいやり駐車場」と表示されており、令和7年1月末現在、府内に1,551箇所、3,085区画が確保されています。
 - ※幅350cm以上の「車いすマーク」が2,362区画
 - 幅250cm以上350cm未満の「プラスワン」が723区画



京都おもいやり駐車場



利用証

2 変更内容

- 交付対象となる方
 - （改正前）妊産婦（妊娠中の方又は出産後1年以内の方）
 - （改正後）妊産婦・保護者（妊娠中の方又は2歳未満の子（多胎児の場合は、3歳未満の子）の保護者）
- 有効期限
 - （改正前）母子健康手帳取得時から産後12箇月まで
 - （改正後）母子健康手帳取得時から産後2年（多胎児の場合は、産後3年）まで

3 変更日

- ・令和7年3月14日（金）

4 変更の背景

- ・子育て中の方から、「子どもが1歳を迎えた後も、施設から近い駐車場を利用したい」、「双子は荷物が多いため、幅の広い駐車場を長く利用したい」などの御意見をいただき、より長期間にわたり安心して利用いただけるよう、利用期間を延長

(参考)「京都おもいやり駐車場」利用方法

- ・京都おもいやり駐車場の利用時には、あらかじめ府から交付された「利用証」を自動車のルームミラーにかけるなど、外から見えるように掲示していただく必要があります。
- ・「利用証」の申請は、必要書類の郵送または持参により行ってください。

<必要書類>

① 申請書

京都府ホームページ「京都おもいやり駐車場利用証制度」からダウンロードできます。

(URL) <https://www.pref.kyoto.jp/omoiyari-pp/>

② 確認書類

区分	等級等	申請に必要な書類	有効期限	
① 身体障害者	視覚障害	1~4級	身体障害者手帳 5年	
	聴覚障害又は平衡機能の障害	聴覚障害		2, 3級
		平衡機能障害		3, 5級
	肢体不自由	上肢		1~2級
		下肢		1~6級
		体幹		1~3, 5級
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能		1~2級
		移動機能		1~6級
	心臓機能障害	1, 3, 4級		療育手帳
	じん臓機能障害	1, 3, 4級		
	呼吸機能障害	1, 3, 4級		
	ぼうこう又は直腸の機能障害	1, 3, 4級		
	小腸機能障害	1, 3, 4級		
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1~4級			
肝臓機能障害	1~4級			
② 知的障害者	療育手帳の障害の程度が「A」の方	療育手帳	母子健康手帳取得時から産後2年(多胎児の場合は、産後3年)	
③ 精神障害者	精神障害者保健福祉手帳の等級が「1級」の方	精神障害者保健福祉手帳		
④ 難病患者	・特定医療費(指定難病)受給者 ・特定疾患医療受給者 ・小児慢性特定疾病医療費受給者	・特定医療費(指定難病)受給者証 ・特定疾患医療受給者票 ・小児慢性特定疾病医療費受給者証		
⑤ 高齢者	要介護状態区分が「要介護1」~「要介護5」の方	介護保険被保険者証		
⑥ 妊産婦・保護者	・妊娠中の方 ・2歳未満(多胎児の場合は、3歳未満)の子の保護者	母子健康手帳等(出産後は子の年齢が確認できる書類)		
⑦ けが人	けが等により一時的に移動に配慮が必要な方	医師の診断書・意見書等、本人確認書類(運転免許証等)	車いす・杖などの使用期間(1年の範囲内)	
⑧ その他 歩行困難者	上記以外の歩行困難者で、医師の診断書等で駐車場の利用に配慮が必要と認められる方	医師の診断書・意見書等、本人確認書類(運転免許証等)	5年の範囲内	

<提出先>

(窓口) 府民総合案内・相談センター(京都府庁内)、家庭支援総合センター、府保健所(京都市内を除く府内各地)

(郵送) 〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

京都府健康福祉部 地域福祉推進課

※郵送による申請の場合は、①申請書、②確認書類の写し、③返信用切手140円(利用証1枚の場合)を同封してください

【本報道発表に関するお問合せ】

健康福祉部地域福祉推進課 課長 杉本 TEL 075-414-4566
主幹兼係長 堀 TEL 075-414-4569

